

広島県告示第二百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和六年三月二十一日までの間、縦覧に供する。

令和六年三月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道徳市津口線	世羅郡世羅町大字津口字大仙二八一番一地从先から世羅郡世羅町大字津口字定光地谷一〇二八番六地先まで	令和六年三月七日